



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年9月16日（金）
問い合わせ先：新型コロナウイルスワクチン対策室
室長：辻村
担当：岩瀬、田中
電話：767-7397

5～11歳の小児を対象とした新型コロナワクチン3回目接種を開始します

5～11歳の小児を対象とした新型コロナワクチン3回目接種を開始します。詳細は、次のとおりです。

1 対象者

2回目接種から5か月以上経過した、さいたま市に住民登録のある5～11歳の小児

2 使用するワクチン

ファイザー社のワクチン（5～11歳用）

※1回目・2回目接種と同じワクチンです。

3 接種会場

市内の小児科を中心とした個別接種実施医療機関

※接種を実施する医療機関については、後日、市ホームページでお知らせします。

4 接種開始日

接種用クーポン券が届き次第、かかりつけ医等での接種から順次実施します。

※9月28日（水）10時00分からは、10月10日（月・祝）以降の予約枠を一般に公開します。

5 予約方法

（1）さいたま市ワクチン接種予約サイトでのWeb予約

（2）さいたま市コロナワクチンコールセンターでの電話予約

6 接種用クーポン券の発送スケジュール

発送日 (令和4年)	2回目接種日 (令和4年)
9月20日(火)	～4月15日(金)
9月27日(火)	4月16日(土)～4月27日(水)
10月4日(火)	4月28日(木)～5月4日(水)
10月11日(火)	5月5日(木)～5月11日(水)
10月18日(火)	5月12日(木)～5月18日(水)
10月25日(火)	5月19日(木)～5月25日(水)

※以降、毎週火曜日に順次発送予定

7 保護者の同意と立ち会い

ワクチンを接種する際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についての正しい情報を確認し、お子様とご相談のうえ、保護者の方に接種をご判断いただきますようお願いいたします。保護者の方の同意なく、接種が行われることはありません。

(参考：厚生労働省「5～11歳の子どもへの接種（小児接種）についてのお知らせ」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_for_children.html

参考 5～11歳の小児の接種に努力義務が適用となりました。

5～11歳用のワクチンがオミクロン株流行下でも有効であるとの最新情報を踏まえ、5～11歳の小児にワクチンを接種していただけるよう、ご本人とその保護者の方に努めていただくことになりました。これは、接種にご協力いただきたいという趣旨によるものであり、接種を強制するものではありません。

(参考：厚生労働省「なぜ小児（5～11歳）の接種に「努力義務」が適用されるようになったのですか。」) <https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0126.html>

【さいたま市コロナワクチンコールセンター】

9時00分から21時00分まで（年中無休）

電話番号：0120-201-178

FAX番号：0120-289-139

【市ホームページURL】

<https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/013/021/index.html>

(トップページ>健康・医療・福祉>健康・医療>インフルエンザ・感染症>新型コロナウイルス関連情報>暮らしに関する情報>新型コロナウイルスワクチンに関する情報)